　令和５年度大阪府農業振興地域整備審議会　議事概要

日時：令和６年２月１６日（金）午前１０時から

　　場所：大阪府咲洲庁舎４１階　共用会議室１０

第１号議案　大阪府農業振興地域の変更

（事務局説明）

○　第１号議案、「大阪府農業振興地域の変更」について説明。（資料P.１０）

○　農振法第６条に、「市街化区域は農業振興地域に指定してはならない」とあり、今回の案件は、市街化区域への編入に伴う農振地域の解除の案件。

○　今回変更をおこなうのは、「岸和田市山直東地区」。岸和田市東部に位置し、主要地方道岸和田牛滝山貝塚線と一般府道三林岡山線の交差点にあたる赤で示す部分。（資料P.１３）

○　今回市街化区域に編入し、農振地域から除外する区域が赤色で囲われた部分。（資料P.１４）

○　農振地域から除かれる面積は２３．９ha、農用地区域は含まれていない。うち１１．７haが現況農地。

〇　現況は、住宅、店舗及び農地などとして利用をされ、地区の北側には、市街地が広がっている。現況農地では、水稲のほか、軟弱野菜やタマネギ、ミカンなどが主に自家消費を目的として栽培されている。（資料P.15）

〇　この地区は、市街化区域に隣接し、交通利便性も高く、また沿道周辺では既にサービス施設が連坦している。泉州山手線が東側から西側へ延伸する計画がある。それと併せて、まちづくりが計画され、今後は幹線道路沿道の立地特性を生かした土地利用を促進するとともに、周辺環境と調和した、緑豊かな環境に優しい、商業系施設を中心とする市街地の形成を図ることを目的として、市街化区域への編入が予定されている。

　そのため、農業の振興を図ることが困難となることから、農業振興地域の変更を行う。

〇農振地域の変更までのスケジュールについて、１月の大阪府の国土利用計画審議会、本日の農業振興地域整備審議会、８月（令和６年）には大阪府土地計画審議会を経て、大阪府広報で告示することにより、変更が確定。

（質疑応答）

○佐竹委員

　地元農家の意見も聞いているのか。

　→（事務局）市街化区域編入に対して、地元はほぼ同意していると聞いている。

〇寺下委員

　地区内にため池がある。このため池は水稲の作付等に必要となり、下流の農地に必要だと思うが、ため池はどうするのか。その影響はどうか。

　→（事務局）地区内にある２つのため池は、まちづくりにより廃止されるが、地区外に１つため池があり、その溜池で下流の農地分が賄われるように計画されている。

〇増田委員

　農地やため池が都市型洪水の洪水調節機能をかなり持っていたと思うので、区画整理事業で人工被覆面が非常に増えていくと、下流域への都市型洪水の負荷が心配される。グリーンインフラの機能をどのくらい担保しながら区画整理をしていくかということは十分に検討をしてほしい。都計審でグリーンインフラのような議論はあるか。

　→（内田委員）まだ８月都計審案件なので議論されていないが、他の案件でもそういった細かいことは議論されていない。

　→（増田委員）短時間の異常降雨が非常に増えいるので、過大な負荷にならないような、もともと畑なり、田なり、溜池が持っていた貯留機能や洪水の到達時間を遅らせる機能などが十分にあったはずなので、そのあたりも意識した形の開発形態を考えてほしい。

⇒原案どおり承認

報告事項（資料３に基づき報告）

１．令和５年度おおさか農政アクションプラン評価・点検部会について

２．大阪府農業経営基盤強化促進基本方針の変更について

３．地域計画の取組状況と今後の取組みについて